九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

フィリピンの農業商業化の展開 : 野菜契約栽培の展開と農村構造の変化

西村, 知

https://doi.org/10.15017/3000052

出版情報：経済論究. 83, pp.75-104, 1992-07-21. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：

フィリピンの農業商業化の展開

——野菜契約栽培の展開と農村構造の変化——

西　村　　知

1　はじめに

この論文は，稲作を中心とするフィリピン中部ルソン，ヌエバ・エシハ州，ギンバ町，サンタ・モレノ村[1]における計一ケ月におよぶ農村調査報告である。事前の調査において，多国籍企業，CMC（カリフォルニア・マーケティング・カンパニー）のきゅうりの契約栽培の存在に興味を持ち，再度この村を訪れ，農民，農業労働者へのインタビューを試みた。この多国籍企業と農村との関わりは，村民の厚生の観点から，非常に重要であるように思われた。また，後でみるように，企業は，直接きゅうりを生産する村民と契約を結ぶのではなく，数人の比較的裕福な農民ときゅうりの買い上げ契約を結び，彼等が，村内外の農民や土地無しの農業労働者にきゅうり栽培を行なわせているのである。この論文では，企業と契約を結んでいる農民（以下 POH と呼ぶ），実際に野菜栽培をおこなうプランター，さらにこのプランターを，土地持ち[2]の者と，土地無しの者との2者に区分し，その所得，プランターについては，雇用機会の創出について考察している。梅原氏は，特に，フィリピン政府の現行の農地改革法（CARP，包括的農地改革法）[3]から見放された，土地無し農業労働者が，このような企業の農村への浸透によってどのような立場におかれるのかを明らかにする必要があると述べている[4]。バナナやパイナップル等の，中核農園の場合の企業と生産者地との関係は，企業側が生産，流通計画の大きな部分を決定するが，この村での契約栽培はそれとはまったく異なった様相をとるのである。この村に企業が入り込んでくることによって野菜の生産者となった土地無し農業労働者の所得構造，労働構造は中核農園[5]の農業労働者のそれとは

性格を異にするのである。以上の点を踏まえて，この論文では，一稲作農村に企業が野菜契約栽培をはじめた点に注目し，その契約栽培の構造，村民の所得，雇用構造に与えた影響を実証分析し，最後にその位置付けを行なった。

地図1　ギンバ町

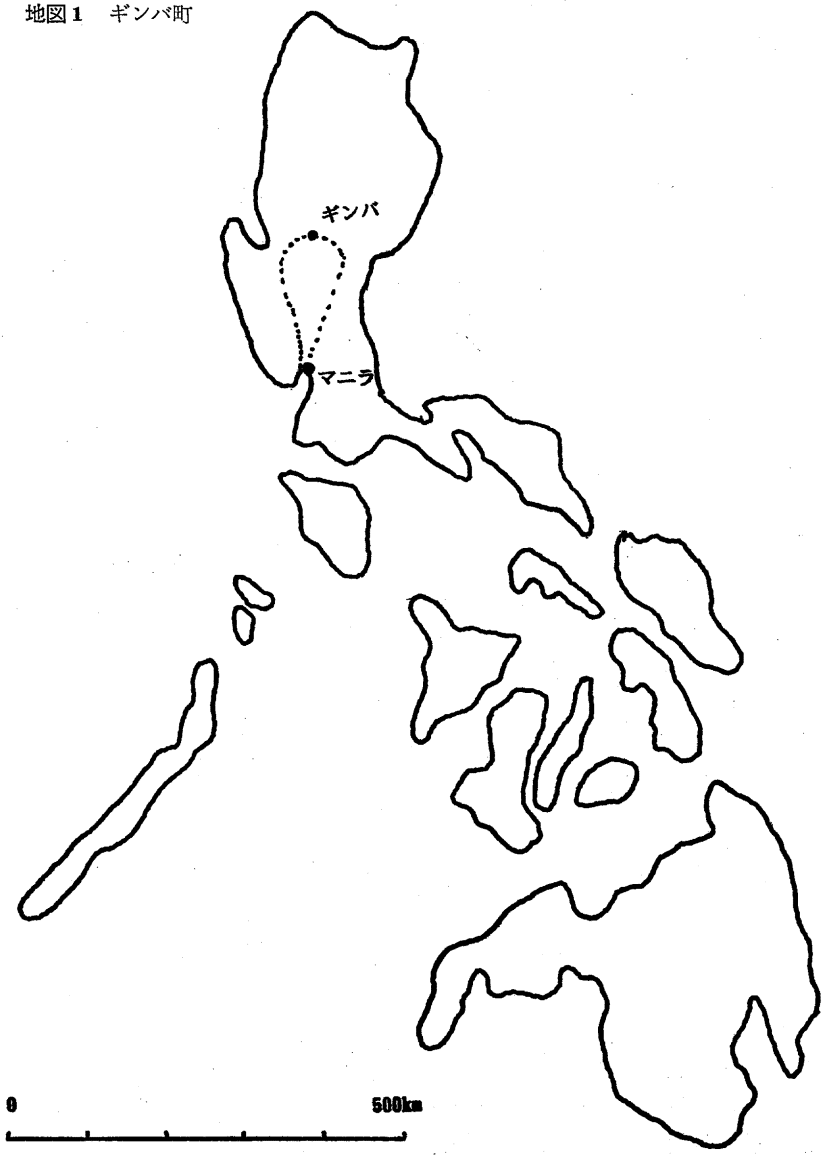

調査方法は，調査村のバランガイ・キャプテン（村長）の家に泊込み，オリジナルのアンケート・シートを基にして，村民の各世帯を回り，インタビュー調査を行なった。通訳とともに調査についての助言については，中部ルソン州立大学（CLSU）の調査研究員に協力を依頼した。

注

(1) この論文では，村民の所得についての詳細なデータを扱うため，村民のプライバシーを尊重し，村名は仮名とした。

2) ここでいう，「土地持ち」は，1972年の農地改革以降，土地銀行に地価償還金（Amortalization Fee）を支払った時点で正式に土地タイトルが移転することを条件として，CLT（土地移転証書）を手にしている農民，それ以前から土地を持っていた農民のことをさす。この村は，後で考察するように農地改革以前は，大土地所有制であったところであり，村人のすべては，分益小作人かあるいは，土地無し農業労働者であった。

3) 1988年にアキノ政権で作られた農地改革法。3段階に分けて，すべての農地を対象に農地改革を行なうことをうたっているが，受益者の対象は，農民，つまり耕作権を持っているものに限定されており，土地無し農業労働者は，その適用外となっている。

4) 梅原弘光編『東南アジアの農業の商業化』，アジア経済研究所，1990年，225ページ。

5) プランテーション会社や農産物輸出商が特定輸出作物生産のために生産加工工場，模範農場，もしくは両者の結合したものを配置して，周辺の小農民を編成した生産組織のこと。

2　調査村のプロフィール

(1)　調査村の概況

調査村，サンタ・モレノ村は，地図1にみられるように，中部ルソンのヌエバ・エシハ州北西部，タルラック州とかなり近接するところに位置する。この村に隣接する3村は，農地改革以前は，1,000ヘクタールを越すハシエンデーロ（haciendero[6]），ドミンゴ（Domingo）氏の所有のハシエンダ（hacienda）であった。村の主要道の左右には，広大な農地が広がっている。この様相は，分割地的土地所有小農経営の稲作農村とはまったく異なる。中部ルソンの稲作農村には，大きく分けて2形態があり，一つは，分割地的土地所有で，中小規

地図2　サンタ・モレノ村

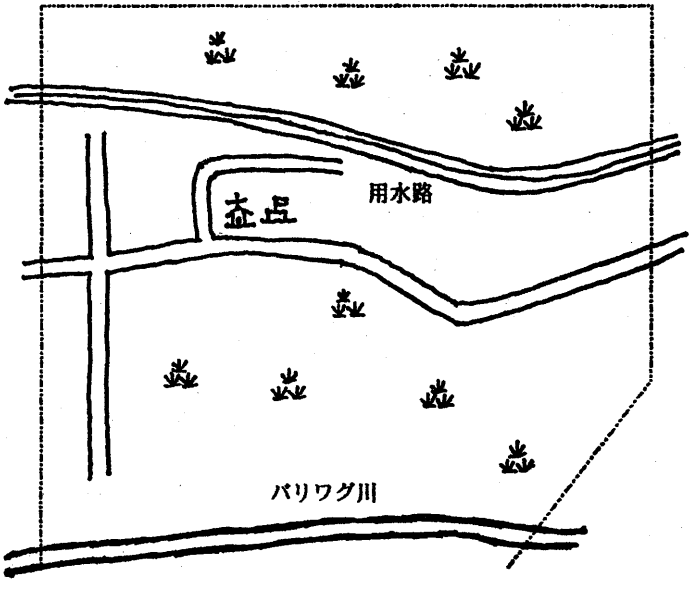

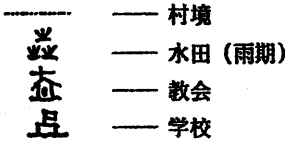

出所）*National Statistics Office*

模の地主が小規模の農地を分散的に所有しているものであり，それぞれの農地は，ココナツの木で囲われ，農地に隣接して，農民の住居が位置することが多い。もう一つの形態は，ハシエンダ的大土地所有であり，この調査村のように稲作田が広大に広がり，それを折半するような形で村の主要道が走っている場合が多い[7]。村民は，村道の両端に住居を構える。村内の公立施設としては，教会，四年生までの小学校，デー・ケアー・センター（保育所）がある（地図2参照）。小学校の五年生，六年生，中学生は隣村の学校に通学している。ほ

とんどの村民は，クゴンとよばれる日本の藁に似たものでふいた屋根の粗末な家に住んでいるが，例外的に，ブロック作りの住居もみられる。ブロック作りといっても，日本人の感覚からすれば，簡素なものである。ブロック作りの家は，村内での富と権力の象徴であるようにみられる。調査村の特徴として，近隣の村よりもブロック作りの家が多いことをあげることができる。これは，この村の方が，豊かな村民が多いことを物語っていると考えられる。町の中心であるギンバ町の市場までは，トライシクルとジープニーに乗り継いで，約20分程度である。マニラまでは，約 115km で，野菜を運搬するトラックの場合，交通渋滞さえなければ，3時間未満で到着することができる。公共交通機関を使う場合は，州都のカバナツアン市に一旦でて，そこからマニラ行きのバスに乗り換え，約4時間程度である。世帯数は，1990年の10月時点で，215世帯，人口は1,200人あまりである[8]。村民のほぼ100%が，農業になんらかの形で従事している。村内には，農業以外にみるべき産業がない[9]。サリサリストアー（小規模の雑貨店）が，数軒あるが，農家の主婦や，老人が店番をしているにすぎない。トライシクル・ドライバーも数人いるが農業の片手間に運転するにすぎない。食堂，理髪店等のサービス産業も皆無である。食品加工等の工業もない。村外に就業する村民も，ほとんど存在せず，この村の就業構造は，村内の農業に限定されている。この村の主要な農産物は，米と野菜である。野菜は，きゅうり，カボチャ，トマト等が，主に作付けられている。全耕地面積は，約200ヘクタールで，雨期にはそのほとんどに，米が作付けられている。乾期には十分に水のある灌漑田のみが2期作を行なっている。その他の田には，きゅうり，カボチャ，トマト等の野菜が作付けられるか，休耕地となっている。この村の灌漑は，2通りの方法で行なわれている。一つは，NIA ((National Irrigation Authority)，灌漑省による用水灌漑)，もうひとつは，地下水をポンプによって汲み上げるポンプ灌漑である。後者は，主に日本製の中古のポンプを4,000ペソから5,000ペソで購入し，石油を燃料として，地下水を汲み上げている。一本のポンプで，一日約2～3ヘクタールの水田を灌漑することができる。この村の灌漑率は，両者をあわせて，70%程度である。調査村の土地は，つる科の作物に適しており，稲作ほど水を必要としない点でもこの村に適して

いる。野菜のなかでは，CMC との契約栽培が行なわれているきゅうりの作付け面積がもっとも大きく，そして次にカボチャがくる。その他に，トマトやメロンも作付けられている。系統だった畜産，養鶏はみられないが，数多くの村民が豚や鶏，あひる等を裏庭や住居内に飼っている。鶏やあひるは，主に自家消費用であるが，豚は彼等の副収入の大きな割合を占めている。通常，小豚を購入し，市場で販売できる大きさまで飼育し，バヤン（bayan，町）のバイヤーに売却する。

注

6）ハシエンダはスペイン語で大土地所有の意味，ハシエンデーロは，その所有者。

7）梅原弘光「中部ルソンのハシエンダ・バイオ(1)——ヌエバ・エシハ州サン・アンドレス村の事例——」『アジア経済』，アジア経済研究所，1971年，11—12ページ。

8）NSO, *1990 Census of Population and Housing*, 1991.

9）以下の調査村の産業構造については，主にバランガイ・キャプテン（barangay captain, 村長）へのインタビューに基づくものである。

(2) 大土地所有制と農地改革

調査村は，1972年のマルコス政権下における農地改革以前は，隣接する3村とともに，巨大なハシエンダであった。このハシエンダに限らず，この村の近辺の農地の多くはやはり，昔はハシエンダであった。このハシエンダの成立は，19世紀にさかのぼる。主に，中国系メスチーソが，19世紀に入ってから，スペインが払い下げた政府の土地等を買い入れ，土地集積を進めた。20世紀に入り，海外との交易が盛んになり，商品作物の生産が活発になると，この土地集積の動きは，さらに活発化した。当時の中部ルソンは，人口が少なく，その密度も小さかったために，土地集積も容易に進んだようである。ハシエンデーロは，労働力が不足している間は，農民と，定額小作制度を結ぶなど，他の地域よりも好ましい条件を与えた。しかし，中部ルソンへの移民が増加し，労働力が過剰になるにつれ，それが，分益小作関係に移行するようになった。この調査村の周囲は，商品作物のプランテーションというより，むしろ，この地域に移住してきた農民への食料である米の生産地として発展した[10]。

1960年代中期以降，フィリピン全土において，いわゆる「緑の革命」が進展

し，ロス・バニオスの稲作研究所（IRRI）で開発された，高収量品種が普及したが，中部ルソンでの普及率はとくに高かった。調査村においても，60年代後半には，すでにほとんどの農民が伝統的な品種から，高収量品種を採用しはじめている。周知のように，高収量品種は，種子を再生産することができず，また，化学肥料や殺虫剤を多用しなければならないので，これらの新投入剤を購入せざるをえない。このように投入剤が農村内で再生産できなくなると，農村外で購入せざるをえなくなり，生産物も必然的に商品化せざるをえなくなる。この調査村でも1960年代以降，生産物の商品化が急激に進んだようである。以下でみるように，商品作物栽培が比較的スムーズにいったのは，この1960年代の下地があったからだといえる。

マルコス政権下で，本格的な農地改革が，1972年以降進められたが，調査村では，最初の年に，ハシエンデーロが，農地の政府への払下げを認めた。以前は分益小作人であった村民は，それ以降，地価償還農民として，自作農となる可能性が与えられた。町の農地改革省事務所所長の話によれば，政府の農地買い上げ価格が，相当低かったにもかかわらず[11]，ハシエンデーロがスムーズに土地の譲渡を行なったのは，農地の所有規模が相当大きかったためである。このように農地改革が進んでいる村は，むしろ，例外的であるという話である。特に，小規模地主の場合は，農地への執着心が強いとのことである。

この村に，野菜の契約栽培が入ってきたのは，1970年代後半のことである。村外の POH が，調査村に契約栽培を持ち込んだ。後でみるように，現在のように多くの村民が，きゅうりの契約栽培に関与するようになったのは，1988年前後からであり，ここ数年のことである。

以上をまとめると，この村は，19世紀の後半頃，中国系のメスチーソの土地集積，それにともなう北部からの農民の移住によって形成された地域の一部である。「緑の革命」は，その初期段階の1960年代後半より普及した。農地改革は，スムーズに進み，1972年以降，以前は，分益小作人であった農民は，地価の償還を終了した点で自作農となる地価償還農民となった。ここで注意すべきことは，この村でも，他のフィリピンの農村と同様[12]，数多くの土地無し農業労働者が存在することである。

注

10) Mclenan, "Land and Tenancy," *Philippine Studies*, xvii 4, Oct., 1969, pp. 660-670.

11) PD27 に準じ，1972年以前の3平年作の平均に，25%を掛け，それに，その当時の米の生産者価格を乗じたものである。ギンバ町農地改革事務所所長によれば，この調査村の地価は，平均1ヘクタール当たり，8,000ペソ（約40,000円）である。

12) Ruth S. Callanta, *Poverty-The Philippine Scenario*, 1988, pp. 41-55.

3　野菜契約栽培の基本構造

(1)　野菜契約栽培の役割分担

野菜の契約栽培には，数多くの村民が関与している。多国籍企業が野菜契約栽培をはじめることによって，農村の雇用構造がかなり変化している。まず，この多国籍企業の性格を明らかにしておこう[13)]。この多国籍企業 CMC は，アメリカ国籍の CPC (Corn Products Corporation) の子会社であり，食品加工企業である。CPC は，海外に多くの子会社を持ち，日本にもその一つがある。レディース・チョイス，ベスト・フードの商標でピクルス，フルーツ・ジュース，クノール，ロイヤルの商標で，パスタや粉末調味料を生産している。原料は，製品によって，国内で調達する場合と，輸入する場合とがある。製品の市場は，主に国内である。これらの商品の中で，ピクルスは，生産額の点で最も重要である。ピクルスの原料であるきゅうりは，100%が国内で調達される。CMC は，フィリピン各地，特に中部ルソンのブランカ州，ヌエバ・エシハ州等の農村で生産されたきゅうりを，マニラ（パラニャーケ）の工場で加工を行なっている。きゅうりの購入契約は，一般に個別の農家と結ばれるが，生産者組合と結ばれることもある。

次に，農村で，きゅうり栽培に関与している人々を整理してみよう[14)]。彼らは，大きく分けて，CMC ときゅうりの購入契約を結んでいる POH，実際にきゅうり栽培を行なうプランター，POH に農地を賃貸する土地所有者，POH にきゅうり栽培に必要な資金を貸し与える金貸し，および土地銀行・農業組合，きゅうりの運搬を行なう運搬業者，きゅうりの選別・運搬をおこなう賃金

労働者である。CMC は，1990年には，フィリピン全国で32名 POH を配置している。調査村には，このうち9名が存在する。ほとんどの POH が，この調査村の場合新しく，1988年以降に PO を手に入れた POH が6人と大半を占めている。最も古い POH でも，1978年に PO を得ており，まだ13年にしかならない。今後，この POH の数は，増減するものと考えられる。CMC は，農民の資本力，野菜栽培の経験をもとに，POH を選出している。しかし，旧来からの POH との血縁関係，友人関係もかなり重要に作用しているように思われる（表1参照)。POH は，直接きゅうり栽培は行なわない。POH は，き

表1　POHのプロフィール

POH	開始年	きっかけ	プランター数	村内	村外
1	1988	友人の紹介	56	51	5
2	1988	CMCのプランターからクラフト社のPHOとなり，その後CMCのPOHとなる	31	0	31
3	1988	CMC農業技術者の紹介	43	32	11
4	1989	友人の紹介	39	15	24
5	1985	父親から譲渡	50	20	30
6	1978	同上	42	30	12
7	1984	前夫の死後，譲渡	40	0	40
8	1988	CMCの準供給者からPOHとなる	27	5	22
9	1989	同上	24	1	23

ゅうり栽培に必要な化学肥料，殺虫剤，灌漑用ポンプに必要な石油等の投入財の購入，自らの農地，または，借入れた農地を耕起した後，無償で，きゅうりの生産期間中，プランターに提供する。表1にみられるように，各 POH のプランターの総数と，その内訳（村内，村外）を示している。総数は352名で，村内154名，村外198名と村外のプランターの方が多い。これは，POH が，村外に土地を所有している場合や，村外から土地を借り入れる場合があるためである。農地を賃貸する農民は，休耕地を所有しているが，何らかの理由で作付けできないでいる場合である。POH は，投入財の購入に必要な資金のうち，自己金融できない部分を農業組合または非制度的なマネー・レンダーから調達する。後述のように，POH は，利子率の低い，マルチ・パーポス・コーポラ

ティブ（農業組合）から，作付け面積によって決められた金融上限まで借り入れる[14]。LBP (Land Bank of the Philippines) が，組合を窓口として農民への信用供与を行なう。投入財価格は，POH が，プランターからきゅうりを買い上げる際に，コストとして差し引かれる。野菜栽培を実際に行なうのは，乾期に水量が少ないために2期作のできない土地持ちの農民や，雇用機会がないためにスタンバイしている土地無し農業労働者である。野菜栽培は，高度に労働力多投型であるために，かなり多くの村民が栽培している。300世帯の村で，154名が，きゅうりの契約栽培に関わっていることを考えると，調査村におけるきゅうり契約栽培のインパクトは相当大きいものといえる。各プランターは，0.125ヘクタールから0.5ヘクタールの農地を，無償で貸し与えられ，約3ケ月の間ほとんどすべての関連農作業を単独で行なう。しかし，は種，収穫はプランター間の労働交換または雇用労働に依存する。は種，除草，灌漑，施肥，殺虫剤のスプレー，収穫における労働，投入財の投入などの技術的な組み合わせは，この村の場合，ほとんどすべてがプランターによって決定されている。CMC の農業技術者が定期的に村を回って，技術指導を行なっているが，あくまでもプランターが，深刻な問題がある場合に助言する程度で，本質的な技術指導とは言い難い。この点は，土地無し労働者のプランターにとって非常に重要であると思われる。以前の彼らの労働は，田植え，収穫等の単純労働に限定されており，個々の能力を十分に発揮することができなかった。調査の時点では，田植えの場合は，アラワン (arawan, 日給制) で，1日当たり約30ペソ，収穫の場合は，主にフヌサン制 (hunusan, 収穫物の一定割合，〈この村では平均14〜15分の1〉が，労働者の手元に残る）という形がとられている。この調査によって，土地無し農業労働者の家族数は，土地持ちの農家に比べてとりわけ多いことが確認されたが，これは，彼らの労働が，能力や年令とあまり関係がないために，なるべく家族数を増やすことによって，所得の最大化を目指す行動様式を示すためだと考えられる。田植え，収穫労働の就業日数は著しく制限されており，一年のうちかなりの期間がスタンバイという状況である。これに対して，きゅうりの契約栽培の場合は，一定期間の連続した労働が与えられ，彼らの経験や技量が，直接所得につながる。彼らは，「小作人」となり，「農民

的」な姿が与えられるのである。マルコス，アキノ両政権下の農地改革から見放された土地無し農業労働者が，野菜契約栽培の導入によって，農村社会の最低階層から抜け出す可能性を見いだすことができたのである。スペイン統治時代を起源とする農地の不均等な分配，1960年代以降絶対的拡大の限界，高人口増加率，政府の資本集約的な工業化政策，これらの条件が重なって，農村では土地無し農業労働者が増加しつつある[15)]。ところで，プランターによって収穫された野菜は，POH によって，マニラの工場まで，ジープニーまたはトラックで，約2ケ月間，ほぼ隔日の割合で運送される。輸送手段を持った POH がドライバーを雇って運送し，そうでない POH は村外の運送業者に依頼する。

CMC，POH，プランターの役割分担を簡単に総括すると，CMC は，POH に安定した購入契約を与え，POH は，初期資本の現物での前貸し，農地の確保，生産物の輸送を行い，プランターは野菜の生産を行なう。POH の初期資本確保には，マネー・レンダー，土地銀行・農業組合，土地の確保には土地持ちの農民，生産物の輸送には運送業者がそれぞれ関連する。この，CMC，POH，プランターのバーゲニング・パワーは，後者になるにしたがって著しく低下する。この点は，後でみる，きゅうりの価格決定システムに顕著にあらわれている。CMC は POH からのきゅうりの買い上げ価格を半ば独断的に決定しており，POH はプランターからのきゅうり買い上げ価格を一方的にしかも相当低い水準に設定している。CMC の安定した市場は，フィリピン経済の不安定な状況を考慮すると，非常に魅力的であり，プランターにとっては，労働力を提供するだけで新たな所得源泉を手にすることができるのである。フィリピンの農民，農業労働者は，限られた機会を，搾取されつつも生かしていかざるをえないのである。ディノン教授は，このプランターが仲買人に支配されている状況を憂慮し，プランターが組合を作ることを提言している[16)]。しかし，現在の調査村の状況では，POH は生産物の輸送システムについてノウ・ハウを熟知しており，プランターである農民や土地無し農業労働者が組合を作ったところで，効率的な運営ができるかどうかは疑わしい。

注

13) 以下，CMC についての記述は，かつて農業指導員を行なっていた社員へのインタ

ビューに基づく。

14) LBP のヌエバ・エシハ担当の職員へのインタビューに基づく。

15) Aguila, Filomento V. Jr., *Landressness and Hired Labour in the Philippines*, 1981 p. 57.

16) Jose R. Deanon, Jr, "A Potential Complementary Crop after Rice", *San Miguel Foundation Professional Chain Lecture*, 1983, p. 60.

(2) 価格システム

CMC は，自社のきゅうり加工製品の市場動向を考慮し，きゅうりの年間必要生産量を算出する。次に，その POH への配分が行なわれる。CMC は，マニラの本社で生産期間毎に，会合を開き，フィリピン全国のすべての POH との交渉の結果，生産量配分，きゅうり買い上げ価格を決定する。各 POH の資本力，所有農地面積，前回の生産実績がその決定基準になる。POH の総数が，毎年増加しているため，割り当て生産量は一人当たりにすると減少しているが，単位当たりの買い上げ価格は上昇している。買い上げ価格は，肥料，殺虫剤，石油等の投入財価格，プランターからの要求を基準として決定される。POH は，同時にプランターからのきゅうりの買い上げ価格を決定する。合意に達した点で，CMC は，POH に正式な野菜の購入契約書が渡され，両者がサインをすることによって，契約が完了する。POH のプランターからの，きゅうりの買い上げ価格は，POH によってなかば一方的に決定される。この価格は，投入財価格，消費者物価水準をもとに決定される。各 POH が CMC との交渉以前に，プランターの意見を聞くことになっているが，彼らの意向がどの程度反映されているかは疑問である。しかし，きゅうりを含め，野菜の場合は，果物とは異なり，収穫以前に買い上げ価格や買い上げ量を決定する契約栽培はまれで，収穫期に野菜のバイヤーが農村に出向き，直接農民から買い上げる場合が多い[17]。野菜価格はその時の需給関係で大きく価格変動し，農民は非常に不安定な立場にたたされる。また，バイヤーにはいろいろな形があるが，バイヤーが農業投入財の小売り店の経営者である場合などもあり，投入財を掛け買いしているような農民は，野菜を非常に低い価格で買いたたかれている[18]。安定性，価格交渉の面で契約栽培の方が農民にとって有利であるようで

ある。調査村では，CMC の POH からのきゅうりの買い上げ価格，POH のプランターからの買い上げ価格の決定システムについての意見を，POH，プランターについてそれぞれインタビューを試みた。POH，プランターともに「満足している」という答えが多かったのは意外であった。特に POH は，交渉の結果，昨年よりも買い上げ価格が相当引き上げられたことに気を良くしていると考えられる。これに対して，プランターの中には「不満である」と答えた者も多かったことは注目すべきである。価格決定における，バーゲニング・パワーは，CMC が決定的に優位である。次に，POH であり，プランターには，そのインセンティブは，ほとんど与えられていない。CMC 野菜契約栽培は，他の中小規模の買い上げ契約とは異なり，市場動向とは無関係に，一定期間，しかも，交渉によって決定した価格で買い上げてくるという点で，POH にとって非常に魅力的である。POH は，一度獲得した購入契約を持ち続けるために，交渉の場では少々の妥協も辞さないようである。POH とプランターとの関係は，さらに厳しい。プランターの中でも，特に土地無し農業労働者は，野菜契約栽培の労働がない場合には，乾期の日数に制約され，しかも低賃金の田植え，収穫労働に所得の全源泉を依存することになるから，この雇用機会は，彼らにとって，やはり，非常に魅力的である。POH の存在無しには，初期資本も，土地も持たないプランターは野菜栽培を行なうことができない。プランターの中には，POH を頻繁に変えている者もいるが，きゅうりの買い上げ価格はどの POH も同一で，しかも，その価格についてはほとんど意見を述べることができないのである。

表2　きゅうりの価格　　単位；ペソ

サイズ	3	4	5，SD	LD，OS
CMC買い上げ価格	12.25	8.0	5.90	1.50
POH買い上げ価格	6.70	4.0	2.60	0.50

表2は，1990年度の，きゅうりの CMC，POH のそれぞれの買い上げ価格を示したものである。きゅうりの価格は，6種類のサイズ，3，4，5，SD (Shortly Deformed)，LD (Largely Deformed)，OS (Over Sized) によっ

て異なり，後者になるにしたがって低くなる。サイズ5とSDは，同一価格である。CMが買い上げるのは，SDまでで，LD，OS，は買い上げない。これらのきゅうりはPOHから買い上げ，村に買い付けにくるクラフト社や野菜バイヤーに売却する。もっとも高価格のサイズの出荷量は，事前の交渉によって，各POHに割り当てられており，その出荷量をPOHが，自分のプランターに配分する。プランターのPOHへの納品には，ウナハン（Unahan）という制度があり，最初の収穫日には，最大限，最も単価の高いサイズ3を納品することができる。この表2をみて気付くことは，どのサイズの単位価格をとってみても，POHのCMC，クラフト社（アメリカ資本の食品加工業），野菜バイヤーへのきゅうりの売り渡し価格とプランターからの買い上げ価格が，ほぼ2対1となっていることである。これは，稲作における分益小作制を想起させる。投入財価格は，プランターが全額負担する分益小作制が野菜契約栽培のPOHとプランターの間に再現されているのである。小作人保護のために，農地法で禁止された分益小作制が，多国籍企業の農村への侵入を契機に現われたのである。これはやはり，厳しい条件でも雇用機会を望むプランターの弱いバーゲニング・パワーの現れであるといえる。

注

17) Enriqueta B. Torres and Flordeliza A. Lantican, "Middleman and Their Operation in Fruit and Vegitable Marketing", *Journal of Agricultural Economics*, vol. 7 no. 1, 1977, pp. 79–95.

18) 玉ねぎの一大産地であるヌエバ・エシハ州ボンガボンでは，農業投入財の販売を行っている中国系フィリピン人が，米，野菜の購入，流通を独占的に握っている。

4　POHの所得

POHの所得が，きゅうり契約栽培によってどの程度創出されたのかをまず考察してみよう。前述の通り，きゅうりは長さ，形状に関するCMCの規格に従って6種類に分けられ，4種類のみがCMCに買い上げられ，残りの2種類がクラフト社や野菜バイヤーに売却される。POHは，プランターの収穫した

きゅうりを，村内の雇用労働を用いて，サイズごとに選別する。この選別にしたがって，各プランターのきゅうり栽培による所得が決定される。POH は，選別したきゅうりをマニラの工場に運搬するが，すべてのきゅうりが買い上げられるわけではない。さらに工場で選別されるのである。きゅうりの一部は，一段ランクの低いクラスに格付けされたり，拒否（reject）される。POH が，プランターの収穫したきゅうりをいかに正確に選別するかは，彼らの所得を決定する要因である。なるべく規格どおりの単価の高いきゅうりをより多く CMC に供給することが，高所得につながる。

POH の粗収益は，CMC へのきゅうりの売り渡し総額から，プランターからのきゅうりの買い上げ価格総額を差し引いたものである。この粗収益から POH の負担するコストを差し引いたものが，彼らの純収益となる。前述の通り，投入財等のコストは，POH が，前貸しする形となっているが，最終的には，プランターが負担することになる。POH が，負担するコストは，地代，耕起，農業組合，マネー・レンダーに支払う利子，運搬費用，きゅうりの選別，積み込み・積み降ろしの労働に支払う賃金である。地代は，POH の各自の所有する農地では不十分な農地を借り入れるもので，一ヘクタール当たり 3,000 ペソ[19] が相場である（表 3 参照）。この地代の交渉は，POH と地主が行なう。多国籍企業はこのような形で地代収入を地主にもたらしたので，地主にとっては，休耕せざるをえない農地が所得の源泉となるわけである。農地を所有して

表3　地　　代

POH	農地面積（ha）	地代総額（₱）	ha あたり地代（₱/ha）
1	6	18,000	3,000
2	2	12,000	6,000
3	3	10,500	3,500
4	0	0	—
5	7	21,000	3,000
6	5.5	17,000	3,090
7	6.0	15,000	3,000
8	5.0	14,500	2,900
9	6.0	18,000	3,000
平均	4.5	14,000	3,436

表4　耕起費用

POH	作付け面積（ha）	費　　用（₱）	1ha当たりの費用（₱/ha）
1	9	9,000	1,000
2	5	6,000	1,200
3	7.5	9,000	1,200
4	6	7,200	1,200
5	8	8,800	1,100
6	5.5	6,600	1,200
7	6	7,200	1,200
8	5	5,000	1,000
9	6	6,000	1,000
平均	6.4	7,200	1,122

いるにもかかわらず，水が不足するために稲作ができず，また，適当な市場が欠如しているために野菜等の米以外の作物も作付けできずにいたのである。このような形で準備された土地は，トラクターで耕起され，プランターがきゅうりの作付けをできるようにする。この村には，トラクターの所有者はいないので，村外のトラクター所有者に請負に出している。このコストは，1ヘクタール当たり，1,000ペソから1,200ペソである（表4参照）。水田の耕起は，カラバオ（carabaw, 水牛）またはハンド・トラクターを用いるのが一般的である。トラクターを使うのはむしろ希である。POH は必要な資本のうち，自己金融できない部分を，農業組合とマネー・レンダーに依存する。POH は，彼らに利子を支払わなければならない（表5参照）。土地銀行は，農協を通じてきゅうり栽培に対して，一ヘクタール当たり5,000ペソを上限に各農協組合員に融資する。多国籍企業がらみの野菜契約栽培は，比較的確実に回収できる融資であるとみられている。利子率は6ケ月で，18%と相当低い。農業組合が窓口となり，土地銀行の資金が農民に貸し付けられる。18%の利子のうち12%は，土地銀行へ，残りの6%は農業組合の業務コストに充てられる。土地銀行の融資限度を越える部分は，村内外の個人的な金貸しに依存する。この金融は，土地銀行とは，比較にならないほど，利子率が高く，平均で月10%である。野菜契約栽培は，こういう形で，地代収入，利子収入などの不労所得の源泉ともなっているのである。次に，きゅうりの運搬である（表6参照）。POH は，自ら

表5　利　　子　　単位；ペソ

POH	土地銀行				非制度的金融				利子総額
	借入額	%/月	月	利子	借入額	%/月	月	利子	
1	90,000	3	6	16,200	30,000	10	3	9,000	25,200
2	90,000	3	6	16,200	0	—	—	0	16,200
3	150,000	3	6	27,000	0	—	—	0	27,000
4	0	—	—	—	120,000	5	6	36,000	36,000
5	90,000	3	6	16,200	60,000	10	3	18,000	78,000
6	165,000	3	6	29,700	50,000	10	3	15,000	44,700
7	90,000	3	3	8,100	30,000	10	3	9,000	39,000
8	90,000	3	6	16,200	50,000	10	3	15,000	31,200
9	90,000	3	6	16,200	55,000	10	3	17,500	72,500
平均	95,000	3	5	18,225	56,429	9.3	3	13,278	41,089

表6　運　搬　費　　単位；ペソ

POH	一回当たりコスト	飲食費	回数	総額
1	1,150	600	14	24,500
2	2,500	500	19	57,000
3	1,550	300	16	29,600
4	750	300	21	22,050
5	2,500	500	20	60,000
6	2,500	600	22	68,200
7	1,400	300	15	25,500
8	2,350	500	20	47,000
9	1,150	600	14	24,500
平均	1,760	467	18	39,817

(調査村では一名のみ)，または村外の運搬業者に依頼して，9トン・トラックまたは5トン・トラックによってきゅうりをマニラの工場へ輸送する。運送する回数は，POH によって異なるが，隔日で行なうのが一般的である。つまり2ケ月の収穫期に20回程度マニラの工場へ輸送する。コストは，ドライバーへの賃金を含め2,000ペソ前後である。POH はこの他にドライバーや，農村でのきゅうりの積み込み，マニラでの積み降ろしのためにトラックに同乗する労働者への飲食費を支払わねばならない。これは一回の輸送につき300ペソから600

表7　賃　　金　　単位；ペソ

POH	選別労働		積み込み，下ろし労働		回数	総額
	日給	一回の人数	日給	一回の人数		
1	80	4	80	6	14	11,200
2	90	2	40	3	19	5,700
3	50	2	50	16	16	14,400
4	50	1	50	2	21	31,500
5	50	4	50	5	20	9,000
6	80	2	80	6	22	14,080
7	50	1	50	3	15	3,000
8	100	2	50	5	20	9,000
9	50	2	60	5	14	5,600
平均	67	2	57	6	18	8,348

ペソである。マニラの工場への輸送回数を乗ずると大きなコストとなる。最後に賃金支出である（表7参照）。内訳は，きゅうりの選別を行なう者ときゅうりの村内でのトラックに乗り込む者への賃金である。この2種類の賃金は，両者とも運送に関わるものであるが，賃金という性格上，独立して考察した。前述のとおり，きゅうりの選別は非常に重要な意味を持っている。運送の回数だけ，調査村の内外の村民が従事する。賃金は一日平均67ペソである。後者のトラックに同乗する労働に対しては，一日平均57ペソの賃金が支払われている。きゅうりの選別に対しては，その重要性を考え，高めの賃金を支払っているPOHもいない。このように，きゅうりの契約栽培は，野菜の直接生産者であるプランターに対してのみではなく，きゅうりの選別，積み込み，積み降ろしの労働という形で，特に前者はこれまで村内にみられなかった労働であるが，雇用機会を創出したのである。

以上，地代，耕起費用，利子，運送費，賃金がPOHの負担するコストである。これらを足し合わした総額がPOHの負担する総額となる（表8参照）。この表からいえることは，全コストの中で，利子，運送費の割合が，同程度に高く，この2項目だけで，ほとんどのPOHにおいて全コストの70％以上を占めている。地代の占める割合は15～20％と比較的低い。賃金の占める割合はも

表8　POH負担総額　単位；100ペソ

POH	耕　起	地　代	利　子	運搬費	賃　金	総　額
1	90 (10.2)	180 (20.5)	252 (28.7)	245 (27.9)	112 (12.7)	879 (100)
2	60 (6.2)	120 (12.4)	162 (16.7)	570 (58.8)	57 (5.9)	969 (100)
3	90 (9.9)	105 (11.6)	270 (29.8)	296 (32.7)	144 (15.9)	905 (100)
4	72 (10.5)	0 (　0)	360 (52.6)	220 (32.2)	32 (4.7)	684 (100)
5	88 (5.3)	110 (6.6)	780 (46.8)	600 (36.0)	90 (5.4)	1,768 (100)
6	66 (4.4)	170 (11.3)	447 (29.7)	682 (45.3)	141 (9.4)	1,506 (100)
7	72 (8.0)	150 (16.7)	390 (43.5)	255 (28.4)	30 (3.3)	897 (100)
8	50 (4.7)	145 (13.6)	312 (29.2)	470 (44.0)	90 (8.4)	1,067 (100)
9	60 (4.7)	180 (14.2)	725 (57.3)	245 (19.4)	56 (4.4)	1,266 (100)
平均	72 (6.5)	140 (12.7)	411 (37.2)	398 (36.1)	84 (7.6)	1,104 (100)

表9　POHのきゅうりによる純収益　単位；ペソ

POH	粗　収　益	生産コスト	純　収　益
1	219,660	87,900	131,760
2	58,900	96,900	−38,000
3	221,500	90,500	131,000
4	60,000	68,400	−8,400
5	468,000	176,800	291,200
6	308,980	150,580	158,400
7	132,500	89,700	42,800
8	121,700	106,700	15,000
9	170,600	126,600	44,000
平均	195,760	110,454	85,307

っと低い。表9にみられるように，9人の POH のうち7人のきゅうり契約栽培による純所得は，黒字となっているが，残りの二人が赤字となっている。は種から収穫までの3カ月の生産期間で，10万ペソに近い純所得は，物価の安い地方では相当なものである。休耕地がこれだけの所得を生み出したのである。しかし，赤字を計上している POH の赤字額の大きさにも注目すべきである。3万8千ペソの赤字は，これまた相当大きい。POH にとってきゅうりの契約栽培は，大きな所得を短期間でもたらすことができるという点で，非常に魅力的であるが，それと同時に，非常にリスキーであるともいえる。

表10　POHの年間収益　　**単位；ペソ**

POH	きゅうり	米	その他	総額
1	131,760	110,152	45,000	286,912
2	−38,000	21,840	—	−16,160
3	131,000	92,200	—	223,200
4	−8,400	*	*	*
5	291,200	34,000	—	325,200
6	158,400	32,200	0	190,600
7	42,800	28,693	—	71,493
8	15,000	—	21,900	36,900
9	44,000	7,100	—	51,100

注；＊ データに問題あり。

次に，POH のきゅうり栽培による所得の，全所得に占める割合をみてみよう。調査村の9人の POH のきゅうり以外の所得についてのデータのうち一つは，信憑性に欠けるために，その他の8人のデータについて考察する。表10にみられるようにきゅうり栽培以外の所得源泉は，メイン・クロップである米作，その外にカボチャ栽培，トライシクル・ドライバーの賃金がある。8人の POH はすべて自作農であり，一人の POH を除いて，すべて稲作を行なっており，そのほとんどが二期作をおこなっている。雨期，乾期のきゅうり栽培が，彼らの所得源泉の大半を占めている。

注

19）調査時点（1991年5月）で，1ペソは約5円に相当する。

5　プランターの所得・雇用機会の創出

(1)　所得

表11は，インタビューを行なった24のプランターの，それぞれの割り当てられた畑の作付け面積，きゅうり栽培による純所得を示したものである。インタビューは無作為に土地無しの者12人，土地持ちの者12人を抽出し，行なった。プランターの純所得は，前述の通り，プランターが POH から支払われるきゅ

うりの買い上げ価格から，肥料，殺虫剤，ガソリン等の投入財価格，収穫等の雇用労働力に支払われる賃金を差し引いたものである。彼らは，収支を記録する習慣を持っておらず，これらのデータは，彼らの記憶に基づくことを断っておかねばならない。

まず，作付け面積をみてみよう。約 1,250㎡が 1 ユニットとなっており，1 ユニット または 2 ユニットを 作付けしている プランターが最も多い。平均は 2,211㎡ である。基本的に，は種，収穫以外の労働，つまり，施肥，水まき，農薬散布等はプランターが一人で行なうことになっており，プランター一人あたりの作付け面積は自ずと制限される。次に，これを，土地無しの者と，土地持ちの者との比較を行なってみよう。前者の平均は 2,025ペソ，後者の平均は 2,395ペソと後者の方が15%程大きい。これは，土地持ちの者は，自分の土地を利用 することが できた ためである。では，純所得を みて みよう。平均は 6,348ペソである。これを，土地持ちの者と土地無しの者との平均をとってみると，6,572ペソ，6,125ペソと，やはり前者の方がかなり多くの所得をあげている。しかし，これを作付け単位面積当たりで比較してみると，1㎡ あたり，それぞれ，2.7ペソ，3.0ペソとなり，後者の方が高い。このことは，きゅうり栽培の経営能力において，土地無しのプランターが何ら土地持ちのプランターと比較しても遜色がないことを示している。彼らのうちには，何らかの理由で土地を失った者もいることは注意すべきである。農村においてこのような経営能力を持った人々が，田植え，収穫労働等の日数的にも，経営能力の発揮という点でも制限された労働に押し止められているという状況はフィリピン経済の発展においてもマイナスである。特に農業に，限定されたことではないが，このような有能な労働力をいかに有効利用するかが，今後のフィリピンの課題であるといえる。多国籍企業のこの村への浸透が，彼らに雇用機会，経営能力を発揮する機会を与えてくれたのである。次に，プランターのきゅうり栽培以外の所得をみることによって，彼らの所得構成を明らかにし，きゅうり栽培の位置付けを行なおう。

表11は，土地無しプランターのきゅうり栽培による所得ならびにその他の所得源泉を示したものである。土地無しプランターの場合，主な所得源泉は，稲

表11　プランターのきゅうり栽培による純収益　単位；m²，ペソ

11-a　土地無しプランター

土地無しプランター	作付け面積	純 収 益
1	1,250	4,000
2	1,250	6,000
3	1,250	5,000
4	1,250	2,000
5	1,250	11,000
6	2,500	5,000
7	1,250	7,000
8	3,750	10,000
9	2,500	3,500
10	1,250	7,000
11	3,075	6,000
12	2,500	7,000
平均	2,027	6,125

11-b　土地持ちプランター

土地持ちプランター	作付け面積	純 収 益
1	2,500	1,200
2	1,250	1,060
3	2,500	13,000
4	2,500	12,000
5	2,500	11,000
6	2,500	6,000
7	3,750	6,000
8	3,750	5,000
9	1,250	600
10	1,250	9,000
11	1,250	12,000
12	5,000	2,000
平均	2,396	6,572

作における田植え，収穫労働の賃金である。12人のうち6人がこの労働に従事している。そのほかに，ポルシェントハン (porsienuhan) 制度で雇われる農業労働者がある。これは，いわゆる常雇であり，収穫物の10%が労働の対価として支払われる。小作人との大きな違いは，経営面で土地所有者に従属している点，収穫物の分け前が非常に低い点である。分益小作の場合，地代が収穫物の50%とした場合，半分が小作人の手元に残るわけであるから，それよりもポルシェントハンは相当不利な条件であり，農業労働者と，小作人との中間形態であると位置づけることができよう。その他に，かぼちゃの栽培がある。前述のPOHの所得源泉でみたように，多くの農民がやはり，乾期の休耕地を用いて，きゅうり以外にもかぼちゃの作付けを行なっているのである。彼らの中には，生産期間の異なるカボチャを契約栽培している。前述の通り，彼らの純所得は，バイヤーのカボチャの買い上げ総額を折半した額から投入財価格を差し引いたものである。これは，2名のみである。そのほかに，きゅうりの運搬のためのトラック・ドライバー，ライス・ミルでの賃金労働者が各1名ずついる。

次に，土地持ちのプランターのきゅうり栽培以外の所得源泉，その所得につ

表12　土地無しプランターの所得源泉　　単位；ペソ

POH	きゅうり	田植え	収　穫	そ の 他	総　計
1	4,000			6,000（精）	10,000
2	6,000				6,000
3	5,000				5,000
4	4,000	1,000	15K		6,000+15K
5	11,000		13K	13,800（ト）	24,800+3K
6	5,000		3K		5,000+3K
7	7,000	300	5K	100（き収）	8,300+5K
8	10,000			30K（常） 2,000（かプ）	12,000+30K
9	3,500			10,000（かプ）	13,500
10	7,000		15K		7,000+15K
11	6,000				6,000
12	7,000	430	5	18,500（かプ）	25,930+5K
平均	6,125	144.2	4.7	1,875	10,794+7.3K

注；
K＝カバン＝50kgの籾　（精）—精米所賃金，（ト）—トラック運転手
（き収）—きゅうりの収穫，（かプ）—かぼちゃプランター，（常）—常雇

表13　土地持ちプランターの所得源泉　　単位；ペソ

POH	きゅうり	米　作	そ の 他	総　額
1	1,200 (14.4)	7,143 (85.6)		8,343 (100)
2	1,060 (2.4)	41,768 (97.6)		42,843 (100)
3	13,000 (61.4)	8,179 (38.6)		21,170 (100)
4	12,000 (59.6)	8,150 (40.4)		20,150 (100)
5	11,000 (78.2)	3,057 (21.8)		14,057 (100)
6	6,000 (15.0)	5,000 (12.5)	28,190 (72.5)	39,900 (100)
7	6,000 (7.3)	65,340 (80.3)	10,000 (12.3)	81,340 (100)
8	5,000 (34.8)	7,350 (51.2)	2,000 (14.0)	14,350 (100)
9	600 (17.2)	2,898 (82.8)		3,498 (100)
10	9,000 (35.1)	13,624 (53.2)	3,000 (11.7)	25,624 (100)
11	12,000 (41.4)	11,940 (41.3)	5,000 (17.3)	28,940 (100)
12	2,000 (13.0)	13,436 (87.0)		15,436 (100)
平均	6,572 (25.0)	15,656 (59.5)	1,583 (6.0)	26,303 (100)

いてみてみよう。表13に示されるように，12人のプランターが，すべて稲作を行なっている。そして，それが，2名のプランターを除き，きゅうり栽培以外で

は，最も重要な所得源泉となっている。次に，3名のプランターがカボチャの栽培を行なっている。この場合には，彼らは自らが耕作者である場合とプランターを雇う場合とがある。休耕地における野菜栽培は，きゅうりだけにとどまらず，カボチャやトウモロコシ，トマト等に広がっているのである。彼等のその他の所得源泉は養豚2名，トライシクル・ドライバー1名である。このトライシクルは，自らが所有するものである。この村における養豚は，先進国のそれと異なり，組織化されたものではなく，裏庭に2～3頭飼うという形をとっている。子豚を買って，餌を与え一定の大きさになったところで売却する。売却価格から，子豚の購入代金，薬代等の費用を差し引いたものが彼等の純所得となる。

(2) 雇用機会の創出

つぎに，きゅうりの契約栽培がプランターに与えた雇用機会をみてみよう。きゅうり栽培のスケジュールは，図1に示されているとおりである。プランター間に，多少の差異あるが，ほとんど似かよっている。前述の通り，調査村でのきゅうり栽培は乾期の11月から3月に行なわれている。

図1　農業生産年間スケジュール

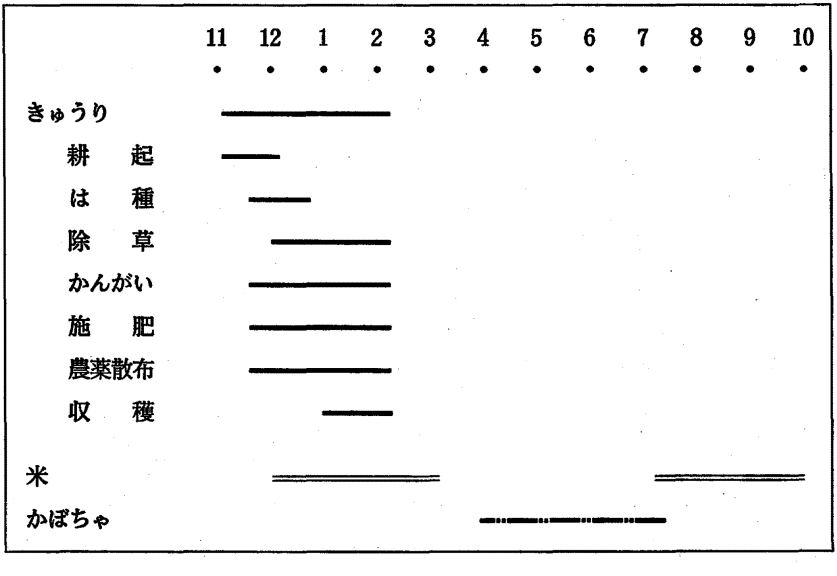

表14　プランター一人あたりの平均労働投入　　単位；MD

	は種	施肥	かんがい	スプレー	除草	収穫	合計
プランター	0.8	4.5	9	8.8	4.3	17.9	45.9
雇用労働	0	0.4	0	0.3	0.1	38	38.9
交換労働	2.9	0	0	0	0	0	2.9
家族労働	0.7	0.3	1.1	0	5	24	31
合計	4.4	5.2	10.1	9.1	9.4	79.9	118.7

表14はプランターの一人あたりの労働投入を示したものである。きゅうり栽培自体は年中行なうことができるが，調査村では，乾期の稲のできない土地に作付けされる。きゅうり栽培の主な農作業は，耕起，種蒔き，除草，灌漑，施肥，農薬散布，収穫と，大きく分けて7種類ある。耕起は，11月の第2週に，1～2日かけて行なわれる。耕起，種まき，収穫以外の作業はほとんどのプランターの場合自分一人で行なっている。は種は，プランター自身と，労働交換によって行なう場合が最も多い。家族労働力や雇用労働力を利用しているプランターも少なからずいる。プランター間の労働交換に依存せずに，雇用労働を利用する理由は自分の好きな時間に確実に作業を進めたいがためである。収穫は，最初の収穫日から2カ月間，ほぼ隔日で行なわれるため，20日前後の労働日となる。確実に，しかも，まとまった労働力が必要なため，ほとんどのプランターが村内で労働力の調達を行なっている。収穫労働は，直接プランターの所得につながるために，プランターにとって最も重要な労働のひとつである。収穫労働には合計で，38MD[20]の雇用労働力が投入されている。きゅうり契約栽培は，プランターにとってのみではなく，農業労働者にも大きな雇用を生み出したのである。次に，プランターが1人で行なう，施肥，灌漑，除草，農薬散布についてみてみよう。施肥は，プランターによって，その回数がまちまちである。4～5日から20日前後と幅が大きい。中には，30日以上の労働投下を行なっているものもいる。灌漑と農薬散布はきゅうり栽培は，施肥よりも多くの頻度の労働が投下される。また，プランター間の頻度の差もそれほど大きくなく，15日から20日前後が最も多い。除草は，家族労働を用いることが多く，時間的にも短く，1日～7日と，重要な労働と位置付けられない。最後に，合

計労働投入量をみてみよう。平均で，プランター1人当たり，彼自身，45MD，雇用労働は，38.9MD，家族労働は，31MD である。

注

20) MD とは，一人の労働者の一日（8時間）の労働量である。

(3) プランターの生活水準の変化

表15は，プランターがきゅうり栽培をはじめる前の同栽培期間の雇用機会，生活水準の変化とその具体的内容を示したものである。

表15　プランターのきゅうり栽培を始める以前の乾期の労働

	労　　働	人　数
土地無しプランター	農業季節労働者（米作） 常雇（米作）	6 1
土地持ちプランター	米作 米作＋野菜栽培 常雇（米作）	4 4 1

まず，土地無しのプランターの雇用機会の変化をみてみよう。12人のプランターのうち，5人は，以前は，まだ独立しておらず，家族労働の提供という形をとっていた。残りの7人のうち6人が米作における，田植え，収穫労働に従事しており，1名のみが，ポルシェントハンという形で，常雇として米作に従事していた。彼等のほとんどは，以前は，稲作の農業労働に従事していたのである。次に，土地持ちのプランターであるが，3人はやはり，家族労働の提供者であった。残りの9人のうち，4人は稲作のみ，同じく4人が稲作と野菜栽培，残りの一人が土地無し農業労働者であった。

表16　プランターの生活水準の変化

	変化無し	少々向上	向上	相当向上
土地無し	4	5	3	0
土地持ち	3	4	3	2
合計	7	9	6	2

次に，生活水準の変化を考察しよう（表16参照）。プランター全体では，生活水準が変わらないと答えたプランターは7人，少々上がったと答えたのは7人，上がったは6人，非常に上がったは2名であった。24人のプランターのうち，生活水準が下がったと答えたプランターがいなかったことは，現時点までで，プランターの生活水準は，野菜栽培によって引き上げられたということである。しかし，前にみたように，大きな雇用機会が作り出された割りには，生活水準が少ししか上がらなかったと答えたものが，計16人とかなり大きな割合いを占めているということは注意を要する。これを，土地無しと土地持ちとに区別してみると，後者の方が，生活の向上を強く実感している。これは，前にみたプランターの所得創出が，土地無しと，土地持ちとでほとんど変わらないという事実に反するのではないか。これは増加した所得分がどのように使われたかに関連しているものと考えられる。表17にみられるように，土地無しプランターは，この所得増加分を，食費や，借金の返済に充てねばならず，生活水準の向上の実感に直接つながらなかったためである。これに対し，土地持ちプランターは生活必需品の購入や家の建直しなどのように，見える形の支出に充てることができるので，直接的な生活向上実感につながったと考えられる。

表17　きゅうり栽培による所得の用途

土地無しプランター		土地持ちプランター	
用　　途	人　数	用　　途	人　数
食料	3	食料	1
食料，借金返済	1	家財道具	3
教育	1	教育	1
貯蓄	2	家財道具，教育	1
		住居の修理	1
		トライシクル購入	1
合　　計	7	合　　計	9

6　野菜契約栽培の意味

以上，多国籍企業の野菜契約栽培の一農村への関わり方，インパクトを明ら

かにした。POH の所得，プランターの所得，雇用機会を中心に考察した。調査村でのきゅうり契約栽培が，現在のように，村の全体を取り込むようになったのはここ数年であり，その評価を下すには時期尚早であるが，現時点で考えられるポジティブな面，ネガティブな面を整理してみよう。

まず，ポジティブな面であるが，やはり土地無し農業労働者に与えた所得，雇用機会は無視できないのである。以前，彼らは，乾期には限られた日数の，しかも技術，能力を発揮することができない田植え，収穫労働に雇用，所得の機会が限定されていた。野菜の契約栽培は彼等の眠った労働力を呼び覚ましたのである。しかも労働者から農民への転化の一契機を与えたのである。また契約栽培は，労働力だけではなく，休耕地をも効果的に利用した。多国籍企業が市場を与えることによって，農村の眠っていた労働力，土地が，一部の営農の資本に結び付けられたのである。次に，多国籍企業が，フィリピンにおける野菜の潜在的市場の存在と野菜の加工工業の発展の可能性を示してくれた。今後きゅうりに限らず，国民所得の上昇により食生活パターンが変化し，野菜の消費量は増加するものと考えられる。また，その加工部門である食品加工業も，国内市場をターゲットとして発展する可能性がある。これまでのココナツ産業や，果物の加工産業のように世界市場をターゲットとするのではない。最後に，きゅうりの契約栽培を契機にして村内に流通システムが形成されつつあることである。このようなシステムが確立されれば，農村と市場との関係がスムーズに結ばれることになる。

次に，ネガティブな面を考察しよう。前述の通り，契約栽培は，プランターに所得，雇用機会を創出したが，その度合いは POH に比べると非常に少ないものであった。POH は，きゅうりの契約栽培のみで，平均8万8千ペソの純収益をあげているのに対して，プランターのそれは，わずか6,000ペソで，14分の1にすぎない。POH の多くは1972年の農地改革以降，土地の分配を受け，近代的農業を積極的に取り入れ，資本蓄積を進めていったのである。POH になるまでの彼等の道筋は，純粋な農民的な蓄積であった。しかし彼等が一旦，POH となると事実は変容する。彼等は，資本の前貸し，生産物の流通を行なうのみで，農業生産には，直接関わらないいわゆる「商業エリート」に転化し

つつある。彼等は，資本を有するがゆえに，プランターの生産した剰余価値を分益小作の場合と同じで，その半分を手中にするのである。稲作を主要な所得源泉としながらも，ジープニーやトライシクルの購入によって，さらなる資本蓄積を進めていく。POH は他の農民よりも格段多くの所得を手にする。これは村内の所得の分配の不平等を一層押し進めることになるのである。この「商業エリート」化した POH は確実に村内のポリティカル・パワーも握りつつある[21]。彼等が，今後どのような意味を村内に与えるのかは，興味のつきないことである。政府が積極的に推し進めている土地銀行の農業組合を窓口とした融資も POH の資本蓄積を容易なものとしている。多くの土地を所有しているか，または借り入れることのできる資本力を持った農民でなくては融資が受けられないのである。小規模土地所有者，土地無し農業労働者と POH との格差を，このような政府の政策が拡大しているともいえるのである。次に，POH の中には大きな赤字を出しているものや，PO を失っているものがいることにも注目しなければならない。多国籍企業は，これまでみてきたように，野菜契約栽培において，生産量，価格とも，ほとんど決定権を握っており，POH は，それに従わざるをえない。この調査村のように村の担当の部分が所得・雇用の面で野菜栽培に依存するということは，多国籍企業によって，村の生産構造が握られてしまうことになる。きゅうりが，大量にしかも高価格で買い取ってもらえている現時点においては，望ましい面のみが，この調査村においてあらわれているが，これがいつまで続くかは保障のかぎりではない。生産者組合が一括して，購入契約を取り付け，農地，労働力の調達，生産を行う例もでてきており[22]，農家単位の POH との対抗関係も注目すべきである。

注

21) Willem Wolters, *Politics, Patronage and Class Conflict in Central Luzon*, 1983, p. 190.

22) Flordeliza A. Lantican, "Vegitable Marketing in the Philippines : Status, Problems, and Policy Directions", *Philippine Cooperative Review*, vol. 2 no. 3, 4, Jul.–Dec., 1989, pp. 17–30.

7　おわりに

最後に，この論文の総括と今後の課題を整理することにしよう。調査村は，ヌエバ・エシハの比較的農業先進地域に属する。かつてハシエンダであったところであり，農地改革はスムーズに進んでいる。「緑の革命」をはじめとする近代的農業技術も定着している。この農村に1970年代後半より多国籍企業が，農村の営農と結びつき，きゅうりの契約栽培をはじめた。この生産システムにおいて，多国籍企業，POH，プランターの3者が役割分担を行なう。多国籍企業は，市場をあたえ，POH は資本の前貸し，土地の確保，生産物の運搬をおこない，プランターが実際に野菜栽培を行なう。きゅうりは，POH がプランターからまず買い上げ，さらに企業が POH から買い上げる。価格決定の際には多国籍企業と POH の間には，交渉があるものの，企業側が決定権を握っている。プランターにいたっては何らの決定権ももたない。この両価格は，ほぼ2対1であり，いわゆる分益小作制に近い形をとっている。この契約栽培によって，POH は，平均約8万5千ペソの純収益をあげ，プランターのそれは6,000ペソである。プランターには大きな雇用機会を生み出している。この野菜契約栽培は，土地無し農業労働者に所得源泉，雇用機会を与えたという点，野菜の潜在的市場を掘りだしてくれたという点，村内の商品流通システムの発展という面で評価されうるが，POH が「商業エリート」化し，プランターからの搾取に基づき，資本蓄積を行ない，これが農村の所得の不均衡につながっている点，多国籍企業が野菜契約栽培の調査村での展開によって村の生産構造をコントロールしつつある点は憂慮すべきである。

以上，農村の調査報告を行なったが，この村では契約栽培のかなり好ましい面があらわれていると思われる。今後は，この情況が長期的に続くのかどうかを追跡調査しなくてはならない。また，その他の野菜契約栽培を行なっている農村ではもっと違った形でインパクトがあらわれていることも考えられ，比較調査が必要である。そうでなくては，この多国籍企業と結びついたきゅうり契約栽培の評価を一般化するのは危険である。